

仙台市中小企業活性化条例の概要

中小企業は、地域の経済や雇用を支え、特に、人口減少など厳しさを増す中、地域の雇用やまちづくりの基盤、仙台の「礎」としてより重要になっている。本市中小企業の活性化を図るための基本的方向性やそれぞれの役割を明確化し、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

1 理念に関すること

前文（条例制定の趣旨）

- ▶ 仙台市の歴史的背景（杜の都、学都、商都・仙台の礎）
- ▶ 中小企業の重要性（経済活動・雇用の担い手、地域との結びつき強化）
- ▶ 仙台市の持続的発展、東北へ人をひきつけ、東北の活力をけん引するためには、中小企業の自主的な努力を基本としつつ、市・事業者・中小企業振興団体・大学・市民等が一丸となった取り組みが不可欠
- ▶ 中小企業の活動による価値が循環し、これを通じた地域活性化による中小企業の発展の促進に向けた基本的な考え方等を明らかにし、必要な施策を推進する

第1条 目的

- ▶ 中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、市の責務・中小企業者等の努力等や中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定め、中小企業活性化に関する施策の総合的な推進と、地域社会の発展及び市民生活の向上を図る

第2条 定義

- ▶ 条例において用いる用語（中小企業者等、中小企業振興団体、大企業者、金融機関、大学等）を定義し、共通の理解を持って条例を解釈

第3条～第7条 市の責務・中小企業者等の努力等

- ▶ 市の責務
- ▶ 中小企業者等の努力
- ▶ 中小企業振興団体の役割
- ▶ 大企業者等の役割
- ▶ 市民の協力

2 施策に関すること

第8条 施策の基本方針等

【基本事項】

- ▶ 中小企業者等の経営の高度化、販路の拡大等を図ることにより、経営基盤の強化の促進
- ▶ 中小企業者等相互間又は中小企業者等と中小企業振興団体、大企業者等との連携及び協力の推進
- ▶ 中小企業者等の受注の機会の増大を図るよう努める

重要事項

- ▶ 女性や青年を含む多様な人材の育成、確保及び定着
- ▶ 創業及び事業の承継（特に、女性や青年による）の促進
- ▶ 中小企業者等が地域と協働して取り組む地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する活動の促進
- ▶ 中小企業の活性化に関する施策の策定及び実施に当たっては、本市経済の持続的な発展のために、小規模企業者の活力が発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、小規模企業者がその経営資源を有効に活用し、円滑かつ着実な事業運営が確保できるよう、小規模企業者の経営状況に応じ必要な配慮をする

第9条 中小企業活性化会議

- ▶ 中小企業の活性化に関する重要な事項を調査審議するため設置

第10条 財政上の措置

- ▶ 必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする

中小企業活性化基金 【30億円】

- ▶ 中小企業の活性化に関する事業の総合的な推進を図るため設置する